

平成 27 年 11 月 16 日

厚生労働大臣  
塩崎 恭久 殿

公益社団法人 日本看護協会  
会 長 坂本 すが



## 看護職員の夜勤負担軽減について

診療報酬では病院が算定する入院基本料の通則として、「看護職員の月平均夜勤時間数は 72 時間以下」と定められています。看護職員の夜勤時間に上限を設けるルールには、1965 年の人事院による「ニッパチ」判定と、1992 年の「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づく国の基本指針「月 8 回以内の夜勤体制の構築に向けて積極的に努力する必要がある」の二つがありますが、強制力は弱く、現実的には、診療報酬上のこの要件が歯止めとなっています。

日本看護協会が開催した日本看護サミット（平成 27 年 9 月 1 日開催）において、日本看護サミット緊急アピール「診療報酬における看護職員の月平均夜勤時間 72 時間要件の堅持（宣言）」が、別紙のとおり、宣言されました。

夜勤に就く看護職員の疲弊が増大し、それによって離職が進み、さらなる人員不足に陥るという悪循環を防ぎ、質の高い安全・安心な医療提供体制を維持するためには、夜勤時間の制限は必要不可欠です。

日本の医療提供体制を支える看護職員の労働環境の確保は、患者の安全確保のためにも重要です。そのため、日本看護協会は、以下について強く要望いたします。

## 要 望 事 項

- ①診療報酬における看護職員の月平均夜勤時間 72 時間要件を堅持されたい。
- ②看護師等の人材確保の促進に関する法律の基本指針にある月 8 回以内の夜勤に向けた医療機関のとりくみを促進し実効性を高めるよう、
  - 1) 人事院「ニッパチ」判定および「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の趣旨
  - 2) 人事院「ニッパチ」判定及び「看護師等の人材確保の促進に関する法律」基本指針の基に診療報酬の入院基本料の通則が設けられていることについて、改めて周知・徹底するよう厚生労働省より通達をだし、周知徹底を図られたい。
- ③労働時間法制において、夜勤・交代制勤務に関する実効ある規制を設けられたい。特に、労働政策審議会建議（平成 27 年 2 月 17 日）にある「労働時間等設定改善指針」への「深夜業の回数制限」及び「勤務間インターバル確保」の盛り込みについては、速やかな法改正と指針の改訂を図られたい。

# 日本看護サミット緊急アピール

## 「診療報酬における看護職員の月平均夜勤時間72時間要件の堅持（宣言）」

私たちは、入院基本料の通則である「看護職員の月平均夜勤時間72時間以内」という要件を、平成28年度診療報酬改定において撤廃ないし緩和しようとする動きに危惧を抱いています。

この要件が通則から外れた場合、看護職員の夜勤負担が増大し、離職者が増え、病院は看護職員が確保できなくなるという悪循環に陥ります。

医療安全の面でも、夜勤負担が過重になると、医療事故の発生リスクが高まり、国民に安全・安心な医療を提供することができません。

看護職員の夜勤回数の上限は、1965年の「ニッパチ判定」で人事院が定めた基準に鑑み、本来は1人64時間以内（3交代で月8回以内）を基本とすべきと考えます。しかし50年を経てもなお、未だにこの基準に届いていない状態です。

現行では夜勤労働に関する労働法制が整備されていないため、診療報酬におけるこの要件のみが看護職員の健康と安全を守る生命線です。

**私たちは、患者の安全確保と、看護職員の働き続けられる環境確保のために、診療報酬入院基本料の通則として「看護職員の月平均夜勤時間72時間要件」を堅持することを求めます。**